

リサイクル通信

VOL. 1
2025年4月

容器包装プラスチックの分別にご協力ください！

※「容器」とは商品をいれるもの（袋を含む）、「包装」とは商品を包むものです。また、有料のレジ袋であっても、容器包装リサイクル法では再商品化義務の対象です。

◎容器包装プラスチックに混入していた不適物



8/5 (月)

・靴、スリッパ、等→燃やすしかないごみ



8/6 (火)

・スプレー、カセットボンベ →不燃ごみ



8/6 (火)

・カミソリ、替え刃、電気製品
→不燃ごみ



8/5 (月)

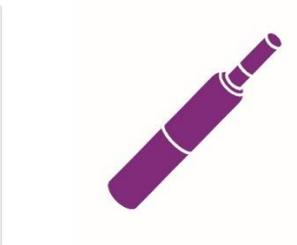
・電卓、リモコン、ライター、等
→不燃ごみ

分別排出ルールは、お住まいの自治体にお問い合わせください
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

★絶対に混ぜないでほしい物



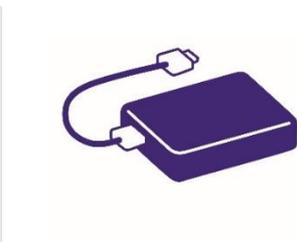
電池



電子タバコ



ライター



モバイル充電機